

令和 8 年度 焼却灰の放射能量測定結果について

< 7 月測定結果 >

測定結果については、環境省の「一般廃棄物処理施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」（平成 23 年 6 月 28 日事務連絡）及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」（平成 24 年 1 月 1 日全面施行）並びに「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月）に従い測定し、国が定めた埋立処分が可能な基準である放射性セシウムの合計が 8,000Bq/kg 以下でした。

このため、焼却灰については、従来どおり民間業者の最終処分場へ搬出し、埋立処分を行っております。

測定機関：中外テクノス(株) 関東環境技術センター

測定方法：放射能濃度等測定方法ガイドライン

（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課、
産業廃棄物課 平成 25 年 3 月）

試料名	試料採取日	項 目		単位	測定結果
飛灰※	R8.7.9	放射性ヨウ素	131	Bq/kg	不検出
		放射性セシウム	134	Bq/kg	不検出
			137	Bq/kg	57
			計	Bq/kg	57

※ 飛灰とは、ろ過式集じん器で捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）のことをいう。

※ 埋立処分が可能な基準値とは、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計値が 8,000Bq/kg 以下をいう。